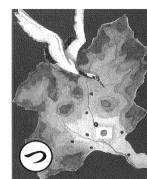




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月17日(火) 第9759号

目次

ページ

規則

- 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（自然環境課） 2

告示

- 宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課） 4

公告

- 開発工事の完了（建築課） 4

入札公告

- 一般競争入札の実施（総務課） 5
- 同（管財課） 7
- 同（文化振興課） 9
- 同（産業政策課） 11
- 同（教育委員会総務課） 13
- 同（教育委員会管理課） 16

■ 規 則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十七日

建設県知事 山本 一夫

群馬県規則第三十三号

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年群馬県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号の二(罽圍)注2中「装薬銃」の次に「装薬銃(銃器を使用した止めさし)」を加え、同様式(罽圍)中

「8 添付書類は、別記様式第5号の2別紙1に掲げるもののほか、知事が必要と認めるものとする。」

「8 添付書類は、別記様式第5号の2別紙1に掲げるもののほか、知事が必要と認めるものとする。」

氏名	装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業において従事する業務

「10 罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

「罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

「罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

「罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

「罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

「1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第212条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

5 暴力団員等がその事業活動を支配する者

「1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第212条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しない者

5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

「10 罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

「罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

「罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

「罽圍 装薬銃 罽圍」中「からほまで」を「からへまで」に改む。

認めるものとする。  
事業従事者名簿

氏名	装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業において従事する業務

「改め、**「回送兵器」中「からほまで」や「からへまで」**」  
 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し(麻酔銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)  
 救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。」

「 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し(麻酔銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)  
 捕獲従事者名簿で事業従事者が10人以上であることを確認できない場合は、事業従事者名簿  
 捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証等の本人確認書類の写し  
に改める。」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書等は、改正後の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第229号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第66条第1項の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び法第69条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和元年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

1 聴聞の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年1月10日(金)午前10時
- (2) 場所 群馬県庁221会議室

2 聴聞の件名 宅地建物取引業者免許の取消しに係る聴聞

3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者免許の取消し

4 根拠規定 法第66条第1項

5 聴聞の対象者

- (1) 商号又は名称 丸銀地所
- (2) 代表者氏名 山崎寶三
- (3) 事務所所在地 高崎市緑町三丁目10番地10 エスカイヤ大八木401号
- (4) 免許証番号 群馬県知事(7)第3630号
- (5) 免許年月日 平成24年4月6日
- (6) 有効期間 平成24年4月7日から平成29年4月6日まで

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課次長 須藤雅幸

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字樋越字森下1818-1、1818-3	前橋市下小出町3-19-12 熊坂創真
2	北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑746-1、746-2、746-3、746-4、747-1、747-2、748-1、748-7、748-8、750-1、750-2、750-3、750-5、750-6、750-6先道、750-6先水、750-7、750-8、750-9、字沼1338-1、1338-1先道の一部、1338-	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健 前橋市上小出町二丁目21番地7 有限会社レーベン 代表取締役 高橋義幸

	1 先水の一部、1339-1、1339-1先水の一部、1339-2、1339-4 (公共施設(道路)を除く区域) 北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑746-1、746-2、746-3、747-1、748-1、748-7、750-1、750-2、750-3、750-5、字沼1338-1、1338-1先道の一部、1338-1先水の一部、1339-1、1339-1先水の一部、1339-2、1339-4	
3	邑楽郡明和町須賀231-1	邑楽郡明和町南大島1087番地の2 有限会社テラウチ工業 代表取締役 寺内健一

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県前橋合同庁舎ほか22施設で使用する電気 年間予定使用電力量 4,354,000kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県前橋合同庁舎ほか22施設電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所 群馬県前橋合同庁舎ほか22施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和元年12月26日（木）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和2年1月17日（金）までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成29年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が $0.513 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ 以下であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部総務課企画予算係(担当 大場) 電話027-226-2023(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和元年12月17日(火)から令和2年1月17日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和2年1月17日(金)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年1月31日(金)午後3時 群馬県庁11階111会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県総務部総務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和2年1月31日開札 群馬県前橋合同庁舎ほか22施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和2年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at common buildings of the Gunma Prefectural Government Offices / Amount of electric power scheduled for annual use: 4,354,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Place of Use: Common buildings of the Gunma Prefectural Government Offices
- (5) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 17, 2020 at 5:00 p.m.
- (6) Bidding deadline: January 31, 2020 at 3:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2020 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Phone: 027-226-2023 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年12月17日

群馬県知事 山本 一太

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県庁舎で使用する電気 年間予定使用電力量 9,390,000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県庁舎電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県庁舎
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和元年12月26日(木)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和2年1月17日(金)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成29年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が $0.513 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ 以下であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県総務部管財課県庁舎保全係(担当 渡邊) 電話027-226-2126(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和元年12月17日(火)から令和2年1月17日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和2年1月17日(金)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年1月31日(金)午後2時 群馬県庁11階111会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県総務部管財課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和2年1月31日開札 群馬県庁舎で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ



て有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和2年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural Government Offices / Amount of electric power scheduled for annual use: 9,390,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural Government Offices
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 17, 2020 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 31, 2020 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2020 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Property Management Division, Department of General Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2126 (Japanese language Only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年12月17日

群馬県知事 山本 一太

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気 年間予定使用電力量 4,589,000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和元年12月26日（木）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和2年1月17日（金）までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。
- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成29年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が0.513kg-CO<sub>2</sub>/kWh以下であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県生活文化スポーツ部文化振興課文化施設係（担当 佐保） 電話027-226-2591（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和元年12月17日（火）から令和2年1月17日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和2年1月17日（金）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年1月31日（金）午前11時 群馬県庁10階101会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日（木）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県生活文化スポーツ部文化振興課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和2年1月31日開札 群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館及び群馬県立土屋文明記念文学館で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和2年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at The Museum of Modern Art, Gunma and Gunma Museum of Art, Tatebayashi and Museum of Literature in Commemoration of Bunmei Tsuchiya / Amount of electric power scheduled for annual use: 4,589,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Place of Use: Museum of Modern Art, Gunma and Gunma Museum of Art, Tatebayashi and Museum of Literature in Commemoration of Bunmei Tsuchiya
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 17, 2020 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 31, 2020 at 11:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2020 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Cultural Promotion Division, Department of Life, Culture and Sports, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2591(Japanese language only)

---

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年12月17日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県計量検定所ほか6施設で使用する電気 年間予定使用電力量 3,807,000 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県計量検定所ほか6施設電気需給仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで

- (4) 履行場所 群馬県計量検定所ほか6施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により令和元年12月26日(木)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和2年1月17日(金)までに資格者名簿に登載されたことが確認できた者であること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成29年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が $0.513 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh}$ 以下であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部産業政策課総務予算係(担当 小暮) 電話027-226-3311(ダイヤルイン)

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和元年12月17日(火)から令和2年1月17日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和2年1月17日(金)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する

休日を除く日の午前9時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年1月31日(金)午後2時 群馬県庁14階141会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日(木)午後4時まで)に上記(1)の場所に群馬県産業経済部産業政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和2年1月31日開札 群馬県計量検定所ほか6施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和2年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Weights and Measures Inspection Office and the other six facilities / Amount of electric power scheduled for annual use: 3,807,000 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Place of Use: Weights and Measures Inspection Office and the other six facilities
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 17, 2020 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 31, 2020 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2020 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Industrial Policy Division, Department of Industrial Economic Affairs, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3311(Japanese language only)

---

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和元年12月17日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県総合教育センターほか7施設で使用する電気 年間予定使用電力量 2, 123, 760 kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所 群馬県総合教育センターほか7施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年12月26日（木）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和2年1月17日（金）までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局総務課企画予算係にその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (8) 平成29年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が0.513kg-CO<sub>2</sub>/kWh以下であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局総務課企画予算係（担当 加部） 電話027-226-4527（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）からのダウンロードによる。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所

で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和元年12月17日(火)から令和2年1月17日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

なお、入札説明書は、無料配布とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和2年1月17日(金)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年1月31日(金)午後2時 群馬県庁20階201会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局総務課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和2年1月31日開札 群馬県総合教育センターほか7施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和2年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hiroshi Kasahara, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Comprehensive Prefectural Education Center and other 7 Gunma Prefectural social education facilities / Supply of electric power:2,123,760 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Place of Use: Gunma Comprehensive Prefectural Education Center and other 7 Gunma Prefectural social education facilities
- (5) Time-limit for the submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 17, 2020 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 31, 2020 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2020 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Division, Prefectural Board of Education

Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4527(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年12月17日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県立前橋高等学校ほか89施設で使用する電気 年間予定使用電力量 19,521,831kWh
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 群馬県立前橋高等学校ほか89施設
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年12月26日(木)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、令和2年1月17日(金)までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課県立学校財務係にその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札日までの間において、物品の購入等に係る有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (7) 供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。



(8) 平成29年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が0.513kg-CO<sub>2</sub>/kWh以下であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課県立学校財務係(担当 高橋) 電話027-226-4545 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) からのダウンロードによる。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和元年12月17日(火)から令和2年1月17日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

なお、入札説明書は、無料配布とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を令和2年1月17日(金)まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年1月31日(金)午前10時 群馬県庁20階201会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日(木)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立前橋高等学校ほか89施設で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。)

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和2年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hiroshi Kasahara, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural Schools / Supply of electric power: 19,521,831 kWh/year

- (3) Period of Use: From April 1, 2020 to March 31, 2021
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural Schools
- (5) Time-limit for the submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 17, 2020 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: January 31, 2020 at 10:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than January 30, 2020 at 4:00 p.m.)
- (7) Contact point for the notice: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4545(Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---